

釜石市復興推進協議会議事概要

日 時	平成 25 年 7 月 19 日（金） 14：00～14：30
場 所	釜石市役所第 1 庁舎第 6 会議室
構 成 員	株式会社日本政策投資銀行東北支店 株式会社東北銀行 株式会社北日本銀行 株式会社岩手銀行 釜石瓦斯株式会社 釜石市
事務局等	釜石市産業振興部企業立地課、復興推進本部事務局

【次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 役員の選任
- 5 議事
 - (1) 釜石市復興推進計画（案）について
 - (2) その他
- 6 閉会

【議事概要】

あいさつ（釜石市産業振興部企業立地課長）

只今から、釜石市復興推進協議会を開催させていただきます。

本日は、釜石瓦斯株式会社様の LNG 転換に伴う資金調達に関して、東日本大震災復興特別区域法に基づく、復興推進計画の策定に関わる協議の場として、復興推進協議会の場を設定させていただいた。

この復興推進計画（案）は、釜石瓦斯株式会社様が、LNG 転換事業に係る資金調達をするに際して、復興特区支援利子補給金制度を活用するために策定するもので、その計画（案）について、本日、ご審議をいただくこととなる。

市としても、釜石瓦斯株式会社様の LNG 受入施設や供給施設を整備することによって、ガス供給体制の強化、地球温暖化対策の推進、その他地域における環境の保全に向けた取り組みが加速されるなど、震災からの復興に資する必要不可欠な取り組みであると認識している。

本日、ご出席の皆様におかれましては、このご趣旨をご理解いただきながら、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いしたい。

また、今後とも、当市、地域産業の活性化のため、特段のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いしたい。

出席者紹介（事務局）

事務局から協議会への出席者を紹介

役員を選任（釜石市産業振興部企業立地課長）

釜石市復興推進協議会設置要綱の規定に基づき、当協議会の会長である釜石市産業振興部企業立地課長が、株式会社日本政策投資銀行東北支店を指名し、副会長として選任

議事

釜石市復興推進協議会設置要綱の規定に基づき、会長である釜石市産業振興部企業立地課長が議長となり、議事を進行

(1) 釜石市復興推進計画（案）の説明（事務局）

この計画（案）は、釜石瓦斯株式会社が、釜石市鈴子地区で実施するLNG受入施設及び供給施設を整備するための事業を、当市の復興推進計画の目標を達成する上での中核となる事業として位置付けし、事業に必要な資金の貸付を行う金融機関が、復興特別区域法の規定に基づく、復興特区支援利子補給金の支給を受ける計画として策定しようとするもの。

この計画の申請にあたり、復興推進協議会の設置が必須であり、当協議会において、今回、申請する計画（案）を協議しなければならないとのことで規定されており、協議会の構成員は、計画を策定する釜石市、事業の実施主体、利子補給金の支給を受ける予定の金融機関となっていることをご報告する。

（以下「釜石市復興推進計画（案）」により概要説明。）

この計画（案）は、当協議会での協議を行うほか、岩手県から意見を聴取する必要があり、この手続を別途進めていたが、平成25年7月18日付、復総第121号において、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資するものであり、異存ありませんとの回答があったことをご報告させていただく。

また、復興特別区域法の規定では、復興推進協議会を組織したときには、その旨を公表することとなっており、当市のHPにおいて、協議会の設置要綱、復興推進計画（案）、本日の議事概要を速やかに掲載することとなるので、趣旨をご理解いただき、ご了承を賜りたい。

（釜石瓦斯株式会社様から事業内容に関する説明をいただいた。）

会長

只今、事務局から説明のあった「釜石市復興推進計画（案）」について、ご意見等をいただきたい。

出席者

意見なし。

会長

意見等ないので、「釜石市復興推進計画（案）」について、原案のとおり決定するものとしてよろしいか。

出席者

意義なし。了承。

会長

原案のとおり決定する。

事務局

「釜石市復興推進計画」は、所要の手続きを済ませたあと、速やかに復興庁岩手復興局に提出する。

以 上